

障がい者雇用開拓事業委託事業候補者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 公募型プロポーザル方式により実施する、障がい者雇用開拓事業について、事業者から提出された企画提案を公正に審査し、本事業の目的に最も合致した企画提案を行った事業者を適正に選定するため、障がい者雇用開拓事業委託事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、別表の委員長及び委員3人で組織する。

2 委員の任期は、本要綱の施行日から令和6年3月31日までとする。

(審査・選定)

第3条 選定委員会は、事業者から提出された企画提案により、別に定める方法による審査及び事業者の選定を行う。

(守秘義務)

第4条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、福祉労働部労働局新雇用開発課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

別表

区分	所属	職
委員長	福祉労働部労働局新雇用開発課	課長
委員	福祉労働部労働局労働政策課	課長
〃	福祉労働部労働局職業能力開発課	課長
委員（外部）	福岡県障害者就業・生活支援センター連絡会	代表者

障がい者雇用開拓事業に係る企画提案審査及び委託事業候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、障がい者雇用開拓事業委託事業候補者選定委員会設置要綱第3条に基づき、選定委員会が企画提案を公正に審査し、本事業の目的に最も合致した企画提案を行った事業者を選定するために必要な事項について定めるものである。

(審査方法)

第2条 企画提案の評価項目及び配点については、別表1のとおりとする。

2 委員長及び委員は、審査項目ごとに別表2の評価表により評価及び点数化を行い、評価点を算出する。

3 委員長が必要と認める場合は、審査を実施する前に、事業者によるプレゼンテーションを実施する。

(選定方法)

第3条 前条に基づき算出された各委員の評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を委託事業候補者に選定する。ただし、当該企画提案書に対する各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、「委託事業候補者なし」とすることができる。

2 評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合（前項ただし書きにより「委託事業候補者なし」とした場合を除く。）は、委員長及び委員の協議により委託事業候補者を選定する。

3 第1項にかかわらず、企画提案を行った事業者が一者であった場合は、評価点の合計が満点の半分を超える場合は、その事業者を選定する。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの要領に定める事項について疑義が生じたときは、委員長及び委員の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年2月28日から施行する。

別表 1

審査項目		審査基準	配点 (満点)
①	事業に関する考え方	事業を効果的かつ円滑に実施するために有用な実績やノウハウを有しているか	5
		障がい者雇用の実態を分析し、事業目的や課題を的確に捉えているか、また事業目標における指標や数値の設定は適当か	5
②	コンサルティング	障がいのある人を雇用していない企業に対する効果的なコンサルティング方法が示されているか	10
③	短時間求人開拓	重度身体障がい、重度知的障がい及び精神障がいのある人のための短時間求人の効果的な開拓方法が示されているか	10
④	求職者の募集、支援	一般就労を希望する障がいのある人を広く募集するために、効果的な方法が示されているか	5
		カウンセリングは、ニーズや障がい特性などを把握し、職業評価、的確な助言や指導を行う内容になっているか	5
		職業評価のための情報や就職準備性が不足している求職者に対して、マッチングに向けた具体的、効果的な対策が示されているか	5
⑤	企業への啓発、情報提供	障がい者雇用制度の周知、障がい者雇用への関心や意欲の増進のための情報提供やセミナー等の内容、方法が示されているか	5
⑥	職業紹介	求職者や企業の状況や意向に応じた適切なマッチング方法が示されているか	10
		相談会について、一般就労を希望する障がいのある人と企業の相互理解を深め、雇用の拡大につながるよう工夫されているか	5
		就職から定着までの支援について、計画的かつ効果的に実施する方法が示されているか	5
⑦	県民に向けた情報提供	一般就労を希望する障がいのある人(保護者、支援者、学校等含む)に対し、就職活動や就職に有用な情報を提供する計画が示されているか	5
⑧	事業実施体制	事業を円滑かつ適切に行うための人員配置、人材(経験、資格等)、指揮監督・管理体制が確保されているか	5
		地域の関係機関の連携方法が具体的に示されているか	5
⑨	障がい特性に応じた対応	事業全体における、各障がい特性に応じた具体的な支援策が示されているか	10
⑩	費用の積算	費用の積算、配分は妥当かつ効率的か	5
計			100

別表 2

5段階評価	配点が10点の項目	配点が5点の項目
特に良い	10点	5点
良い	8点	4点
普通	6点	3点
若干不足	4点	2点
不足	2点	1点